

障害者手帳をお持ちの方の 新規就労を支援します

令和4年4月1日以降に障害者手帳をお持ちの方が新たに就労された場合、就労支度金として3万円を支給します。

支給の詳細と注意事項

対象者 | ①福知山市内に住民票及び居所を有する ※申請時点で連続して3か月以上居住を有していること
②障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)または障害福祉サービス受給者証の交付を受けている
③申請時点で雇用契約に基づく就労または就労移行支援、就労継続支援A型・B型に基づき新規就労している ※トライアル雇用や就労継続支援B型利用のための就労アセスメントは除く

①～③のすべてに該当すること

支給額 | 3万円を限度とします。なお、支給は一人当たり一回です。

申請場所 | 福知山市役所1階 障害者福祉課 または 各支所の窓口相談係
* 申請書および就労証明書は市役所にあります

必要なもの | ①身分証明書 ②お勤め先にご記入いただいた就労証明書(原本)
③障害者手帳
④振込を希望される口座を確認できるもの(通帳、クレジットカード等)

入金時期 | 申請から30日以内

よくあるご質問

Q1

勤務日数や勤務時間に制限はありますか？

A1

ありません。一週間に一度以上出勤されていればお申込み可能です。

Q2

障害福祉サービスを利用していますが手帳を持っていません。申請できますか？

A2

申請できます。障害福祉サービス受給者証をご提示ください。

Q3

自立支援医療(精神通院)の受給者証を所有していますが障害者手帳は持っていません。申請できますか？

A3

申請できません。

Q4

令和4年2月1日に現在の作業所で就労を始めました。対象になりますか？

A4

なりません。令和4年4月1日以降に就労された方が対象です。

Q5

令和4年4月1日以降に就労しましたが退職しました。対象になりますか？

A5

なりません。令和4年4月1日以降に就労された方のうち、申請時点で就労されている方が対象です。

Q6

就労継続支援B型を利用していましたが、令和4年5月から就労継続支援A型に変更しました。申請できますか？

A6

できます。令和4年4月1日以降に新たに就労された場合は対象となります。ただし、一人一回限りです。

お問い合わせ先

福知山市福祉保健部障害者福祉課(福知山市役所1階)

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

電話:0773-24-7017 メール:shogaishafukushi@city.hukuchiyama.lg.jp

